

国不建第40号  
令和5年5月8日

各都道府県主管部局長 殿  
各政令指定都市主管部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長  
( 公 印 省 略 )

「新型コロナウイルス感染症対策による学校等の臨時休業に伴う  
建設業法上の取扱いの明確化について」の廃止について

新型コロナウイルス感染症に係る学校等の臨時休業により、監理技術者等が臨時休業に伴う育児のため、短期間工事現場を離れる場合等の建設業法上における取扱いについて、「新型コロナウイルス感染症対策による学校等の臨時休業に伴う建設業法上の取扱いの明確化について」（令和2年2月28日付け国土建第482号。以下「本件通知」という。）により、明確化したところです。

本日、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）における新型コロナウイルス感染症の位置付けが、5類感染症に変更されたことから、本件通知を廃止することといたしましたので、通知いたします。

貴職におかれましては、十分留意の上、事務処理等に当たって遺漏のないよう適切な御対応をお願いいたします。